座間市教育委員会臨時会会議録

1　開 会 日　　令和８年１０月１日（木）

2　場　　所　　座間市役所５階教育委員会室

3　出席委員

教育長	木島　弘			
教育長職務代理者	有山　周一	委員	吉田　幸代	

4　出席職員

教育部長	髙木　力	教育総務課長	大矢　宗弘
学校再編推進担当課長	齊藤　純	就学支援課長	髙田　光拡
保健給食担当課長	古場　修	教育指導課長	下斗米　淑子
教育研究所長	本多　宏之	図書館長	中村　史絵

5　書　　記

教育総務係長	菅野　修平	教育総務課主事	太田　麻友

6　開会時刻　　午前１０時０１分

7　議　　案

議案番号	議　案　事　項　名	提案説明者	結果
４３	座間市学校再編計画素案の作成について	学校再編推進担当課長	承認
４４	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

8　閉会時刻　　午前１０時３２分

木島教育長　　それでは、ただいまより座間市教育委員会臨時会を開会いたします。

木島教育長　　本日は、馬場委員及び升水委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定により、会議は成立するものといたします。

また、郡司生涯学習課長から欠席の連絡を受けております。よろしくお願いたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長　　それでは、会期は１０月１日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第２１条第２項の規定により、会議録署名委員に吉田委員と有山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長　　続きまして、前回会議録の承認に移ります。

座間市教育委員会９月定例会の会議録について、事前に配付のとおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長　　御質問等もないようですので、前回会議録は承認することでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長　　御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。

なお、会議録の署名は、本臨時会後に行うことといたします。

木島教育長　　続きまして、本日の案件に移る前に、教育委員会委員の任命について御報告いたします。令和８年座間市議会第３回定例会において、教育委員会委員の任命に係る議案が同意されたことにより、引続き有山委員にお願いすることとなり、先ほど市長から選任辞令が交付されました。

ここで、有山委員から御挨拶をいただきたいと思います。

有山委員　　改めましておはようございます。

私は、退職してから２年間、県央教育事務所で仕事をさせていただいていました。指導課と同じ執務室で、当時１３人の教育指導員と仕事をしていました。当然です

けど、県央管内７市町村の教育委員会と電話のやりとりが多くありました。

そこで、よく話題になったのが、座間市の教育委員会へ教育指導員が電話をかけた際に、教育委員会の方の対応が丁寧で親切ということでした。

また、ある時は実際に名前を挙げていただいて、この方はどんな人ですか？と聞かれることもありました。隣の席に、同じ座間市の先生がいらっしゃったんですけど、２人でその話を聞きながら、すごく鼻が高くなったのを覚えています。

私たち教育指導員は、１年目経験者研修でいろんな小･中学校を回っていました。訪問先の校長室での応対も座間市は特に丁寧で、座間市はどんな町なの？と言われました。私は、すごいでしょと思ったんですけど、なぜかって考えたときに、現場の先生たち、特に管理職の先生たちにゆとりがあるんだなっていうのをすごく感じたんですね。

そのゆとりはどこで生まれるのかなって思ったときに、やっぱり座間市の教育委員会の人たちが現場にそのゆとりを作ってくださっているんだなっていうことをしみじみ感じました。実際にここで仕事をさせていただいても、そのことはすごく常に感じています。

ですので、４年間となりますが、また教育委員会の皆さんとこうして仕事ができること、すごく楽しみにしていますので、どうぞ、これからもよろしくお願いいたします。

木島教育長　　有山委員、ありがとうございました。大変心強く思っています。

４年間、どうぞよろしくお願いいたします。私からの報告は以上です。

木島教育長　　続きまして、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定により、教育長が欠けた場合には、あらかじめ指名されている委員がその職務を行うこととなっております。本日以降の教育長職務代理者には、有山委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第４項及び座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則第２条に基づき、その職務を教育部長に委任することとしております。

木島教育長　　続きまして、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。２ページの議事運営要領を御覧ください。

議案第４３号については、承認前の情報であり、公にすることで市民等に混乱を

生じさせる恐れがあること、さらに議案第４４号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長　　御異議なしと認め、本日の案件は非公開といたします。

（議案第４３号「座間市学校再編計画素案の作成について」及び議案第４４号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開）

木島教育長　　本日の案件は以上です。
その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長　　よろしいでしょうか。
それでは、次回の定例会は令和８年１０月２１日（水）午前９時３０分から教育委員会室で開催いたします。
以上で座間市教育委員会臨時会を閉じさせていただきます。